

## 豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）整備等事業 特定事業の選定

豊橋市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条の規定により、「豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）整備等事業」を特定事業として選定し、同法第11条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

平成30年12月13日

豊橋市長 佐 原 光 一

## 第 1 事業の概要

### 1 事業の名称

豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）

### 2 事業に供される公共施設等の名称

豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）

（本体施設及び附帯施設を含む。以下「本施設」という。）

### 3 公共施設等の管理者の名称

豊橋市長 佐原 光一

### 4 事業の目的

市では、現在 4 調理場によって学校給食を提供しているが、西部学校給食共同調理場（昭和 51 年度開設）（以下「西部調理場」という。）と東部学校給食共同調理場（昭和 57 年度開設）（以下「東部調理場」という。）が老朽化しており、建替えが必要となっている。しかし、西部調理場と東部調理場の建替えには、現有地での建て替えが困難であることから、工業系の用途区域への移転が必須であり、現在の児童生徒数に対応するとともに、将来的な児童生徒数の減少にも対応する必要がある等の課題がある。そのため、新たに本施設を 12,000 食規模で新設し、東部調理場の一部と西部調理場を閉鎖し、4 調理場にて学校給食の提供を行い、将来的に児童生徒数が減少した際（平成 42 年度を想定）には東部調理場を閉鎖し、3 調理場にて学校給食を提供する計画としている。

本事業は、本施設の設計、建設、維持管理及び運営を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき実施するものである。

また、本事業の実施においては、民間の経営能力及び技術能力により、施設の衛生的かつ機能的な整備を図るとともに、給食の運営業務においては、献立作成等を実施する市と、民間事業者とのパートナーシップのもと、確実な衛生管理により安全で安心な給食の運営システムを構築することを目指すものである。

### 5 事業の内容

本事業を実施する者として選定された者（以下「選定事業者」という。）が実施する業務は、次の（1）から（4）に掲げるものとする。

#### （1）施設整備業務

選定事業者は、次に掲げる業務を行う。

- ① 事前調査業務及び関連業務
- ② 設計業務及び関連業務
- ③ 建設業務及び関連業務
- ④ 工事監理業務及び関連業務

- ⑤ 調理設備調達・設置業務
- ⑥ 食器・食缶等調達業務
- ⑦ 施設備品調達・設置業務
- ⑧ 外構及び植栽整備業務
- ⑨ 上記各項目に伴う各種申請等業務

(2) 開業準備業務

選定事業者は維持管理・運営業務を行うための準備業務及びこれらに付随する業務を行う。

(3) 維持管理業務

選定事業者は次に掲げる業務を行う。ただし、配送対象となる各学校の配膳室に係る維持管理業務は、市が行う。

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 附帯施設保守管理業務
- ④ 調理設備保守管理・更新業務
- ⑤ 食器・食缶等保守管理・更新業務
- ⑥ 施設備品保守管理・更新業務
- ⑦ 外構及び植栽維持管理業務
- ⑧ 清掃業務
- ⑨ 警備業務
- ⑩ 上記各項目に伴う各種申請等業務（法定点検を含む。）

(4) 運営業務

選定事業者は次に掲げる給食の運営業務を行う。

- ① 食数調整業務
- ② 食材検収補助業務
- ③ 調理等業務
- ④ 衛生管理業務
- ⑤ 残食計量・洗浄・残滓等処理業務
- ⑥ 給食配送・回収業務
- ⑦ 学校配膳業務
- ⑧ 運営備品調達・更新業務
- ⑨ 見学・試食会の受け入れ業務
- ⑩ アドバイザー業務
- ⑪ 上記各項目に伴う各種申請等業務

⑫ その他の業務

※米飯、パン等の主食の学校への提供については、市より委託された業者から直接学校等へ搬入されるため、本事業の運営業務に含めない。

給食の運営に関して市が直接実施する主な業務は、次に掲げる業務である。

- ① 献立作成業務
- ② 食材調達
- ③ 食材検収業務
- ④ 衛生管理業務
- ⑤ 見学者の案内及び説明業務（市の業務に関する部分）
- ⑥ 給食費の徴収管理業務
- ⑦ 食育指導

## 6 施設の概要

### 1) 供給能力

調理能力	1日概ね12,000食。ただし、炊飯に関しては引き続き委託炊飯とする。
配食校数	平成33年度から42年度までは27校 (小学校19校、中学校7校、特別支援学校1校) 平成42年度(予定)からは33校 (小学校25校、中学校8校、特別支援学校1校)
献立方式	1献立(副食3品メニュー)

### 2) 施設概要

本事業において整備する基本的な施設構成については、次のとおり想定している。

給食エリア	
汚染作業区域	食材搬入用プラットフォーム、荷受室+検収室、非常時用備蓄庫、野菜入替室、一般食品入替室、魚肉卵入替室、廃棄庫、泥落とし室、野菜下処理室、魚肉卵調理準備室、冷蔵室・冷凍室、油庫、汚染作業区域用器具洗浄室、食品保存室、物品庫、洗浄室(汚染作業区域)、残渣処理室、回収風除室
非汚染作業区域	計量室、上処理室、冷蔵室、煮炊き調理室、焼物・揚物・蒸し物室、和え物準備室、和え物室、アレルギー対応特別室、非汚染作業区域用器具洗浄室、添物用仕分室、コンテナ室、洗浄室(非汚染作業区域)、配送風除室
その他の区域	前室、従業員用休憩室、食堂、調理員用更衣室、配送車運転手前室、洗濯・乾燥室、調理員用便所、倉庫
一般エリア	
市専用部分	市職員用事務室(給湯室、更衣室及び書庫を含む)、市職員用倉庫、試作室

共用部分	玄関、市職員用等便所、会議室、研修室、見学者通路、見学者・外来者用便所、多目的便所、廊下等、施設出入口
事業者専用部分	事業者用事務室、機械室・電気室・ボイラー室
附帯エリア	
附帯施設	排水処理施設、受水槽、ごみ置場、駐車場、駐輪場

## 7 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、選定事業者が市の所有する土地に選定事業者自らが新たに施設を設計・建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等の所有権を移管し、選定事業者が事業期間中に係る施設の維持管理及び給食の運営業務を実施する BTO (Build Transfer and Operate) 方式とする。

## 8 事業期間

本事業の事業期間は下表のとおり予定している。維持管理・運営期間は、平成 33 年 9 月からの 15 年間で予定している。

時期	スケジュール
平成 31 年 9 月	事業契約締結
平成 31 年 10 月～	施設の整備（設計、建設）期間
平成 33 年 7 月頃	施設の引渡し（施設の供用開始は平成 33 年 9 月 1 日）
平成 33 年 8 月頃	施設の開業準備期間
平成 33 年 9 月～	施設の維持管理・運営期間
平成 48 年 8 月	事業期間終了

## 9 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は次のとおりである。

### ① 施設整備に係る対価

本施設の施設整備に係る対価については、サービス購入費として事業契約書に定める額を市が選定事業者に支払う。

### ② 維持管理及び運営に係る対価

本施設の維持管理及び運営に係る対価については、サービス購入費として事業契約期間中、事業契約書に定める額を市が選定事業者に支払う。

## 第2 評価の内容

### 1 評価の方法

#### 1) 選定の基準

本事業をPFI法に基づく事業として実施することにより、事業期間にわたり、従来の公共事業にて実施した場合に比べ、市の財政支出額が同等以下で、かつ、サービスの水準の向上が期待できることを選定の基準とした。

#### 2) 定量的な評価

市の財政負担額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、特定事業を実施する民間事業者のコストを算出し、評価を実施した。

#### 3) 定性的な評価

上記の財政負担額の算定に加えて、本事業をPFI方式で実施する場合における、定性的な評価を実施した。

### 2 定量的な評価

#### 1) 算定結果

市が自ら実施する場合の市の財政負担額とPFI方式で実施する場合の市の財政負担額を、それぞれ事業期間中に渡り年度別に算出し、それらを現在価値に換算した額で比較した。

その結果、本事業を市が自ら実施する場合と比較して、PFI方式で実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額を約6.7%削減することができることとなった。なお、PSC※<sup>1</sup>及びPFI-LCC※<sup>2</sup>については、入札等において正当な競争性が阻害される恐れがあるため、公表しない。

※<sup>1</sup> Public Sector Comparator：公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいう。

※<sup>2</sup> Life Cycle Cost：プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。

表1 VFMの値	
項目	値
VFM(割合)	約6.7%

#### 2) 前提条件

市の財政負担額の算出にあたって、市が本事業を自ら実施する場合とPFI方式で実施する場合のそれぞれについて、前提条件を表2及び表3のとおり設定した。なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約する

ものではなく、また一致するものでもない。

表2 VFM 検討の前提条件		
項目	値	算出根拠 (公表しない場合はその理由)
①割引率	1.0%	10年物と20年物の長期国債利回りの過去10年間の平均値を参考とした。
②物価上昇率	—	一定の物価変動が生じた際にはサービス対価を見直すこととしており、検討に際しては考慮していない。
③リスク調整費	—	維持管理等業務に対する第三者賠償保険料を見込んでいる。

表3 事業費などの算出方法			
項目	PSCの 費用の項目	PFI-LCCの 費用の項目	算出根拠 (公表しない場合はその理由)
①施設整備業務にかかる費用の算出方法	設計・工事監理費 建設工事費 厨房設備調達費 調理備品調達費	設計・工事監理費 建設工事費 厨房設備調達費 調理備品調達費 建中金利 SPC 設立関連費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PSC費用は、見積もり値を参考とした。</li> <li>・PFI-LCCの費用は、民間事業者に一括発注による効率化や選定事業者の創意工夫によるコスト縮減率を調査し、設定した。</li> </ul>
②維持管理・運営業務にかかる費用の算出方法	維持管理費 運営人件費等（開業準備費含む） 配送費 光熱水費	維持管理費 運営人件費等（開業準備費含む） 配送費 光熱水費 SPC 運営費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開業準備費は、維持管理・運営業務にかかる費用の1ヶ月分を計上した。</li> </ul>
③資金調達にかかる事項	補助金 地方債 一般財源	補助金 地方債 一般財源 資本金 金融機関借入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PSCは、施設整備業務にかかる費用の約66%を地方債、約23%を一般財源とした。</li> <li>・PFI-LCCは、地方債、一般財源、自己資本及び金融機関借入により調達するものとした。</li> </ul>
④その他の費用	—	アドバイザー費 直接協定支援費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PFI-LCCは、公共側費用としてアドバイザー費、直接協定支援費を計上した。</li> </ul>

### 3 定性的な評価

本事業を PFI 方式で実施する場合、市が自ら実施する場合と比較して、次のような定性的効果を期待することができる。

#### 1) 一括発注による事業の効率的な実施

設計、建設、維持管理、運営の各業務を一括して選定事業者任せることにより、これらを個別に発注する場合と比較して、各業務間の有機的な連携や選定事業者の創意工夫を見込むことができ、事業の効率的かつ機能的な実施が期待できる。

#### 2) 良質なサービスの継続的な提供

確実な衛生管理のもとで、「安全でおいしい給食」を提供するため、本施設の維持管理、運営において、民間事業者が有する専門的な知識やノウハウを活用することにより、良質なサービスの継続的な提供が期待できる。

#### 3) 行政と民間の役割分担の明確化による安定した事業運営

PFI 方式を導入することにより、民間事業者の創意工夫を尊重しつつ、本施設の設計、建設、維持管理、運営に関する業務を、長期間にわたり包括的に民間にゆだねることにより、行政と民間の適切な役割分担に基づく新たなパートナーシップの形成が期待できる。

また、想定可能なリスクについて、あらかじめ市と事業者との間でその責任分担を明確にし、事業者が持つリスク回避のノウハウを活かすことにより、リスク顕在時における適切かつ迅速な対応や過度な費用負担の抑制、ひいては事業目的の円滑な遂行と安定かつ継続的な事業運営の確保が期待できる。

#### 4) 地域経済の活性化に寄与

PFI 方式を導入するに際して、地域経済への配慮・貢献を評価項目とすることにより、地域経済の活性化が期待できる。

#### 5) 財政支出の平準化

PFI 事業における財政支出は、民間のサービス開始後、契約期間全体に渡って選定事業者へのサービスの対価として支払うため、財政負担の平準化が期待できる。

### 第3 評価の結果

本事業を、PFI 法に基づく特定事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約 6.7%（現在価値換算後）縮減できることが見込まれ、併せて、定性的効果も期待できる。

以上の客観的評価の結果により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、ここに PFI 法第7条に基づく特定事業として選定する。